

串間市中学校再編協議会設置要綱

(設置)

第1条 串間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、中学校再編に関し必要な事項を調査検討するとともに、中学校の閉校に関する事務を処理するため、各中学校区に串間市中学校再編協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(名称及び事務局)

第2条 各中学校区に設置する協議会の名称は、次に掲げるものとし、その事務局は、当該各号に定めるところに置く。

- (1) 福島中学校区学校再編協議会 福島中学校
- (2) 北方中学校区学校再編協議会 北方中学校
- (3) 大東中学校区学校再編協議会 大東中学校
- (4) 本城中学校区学校再編協議会 本城中学校
- (5) 市木中学校区学校再編協議会 市木中学校
- (6) 都井中学校区学校再編協議会 都井中学校

(所掌事項)

第3条 協議会は次の各号に掲げる事項を調査検討する。

- (1) 閉校となる中学校施設、跡地等の転用及び利用に関すること。
- (2) 新設中学校の通学路及び通学方法に関すること。
- (3) 閉校となる中学校の閉校準備及び閉校式に関すること。
- (4) その他中学校再編に関すること。

(組織)

第4条 第2条各号に掲げる協議会は、それぞれ委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会がそれぞれ委嘱する。

- (1) 学校PTA代表
- (2) 学校長
- (3) 各地区自治会長
- (4) その他必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、平成29年5月31日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の事務局が行う庶務以外の庶務については、学校政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。